

船舶事故調査報告書

令和6年6月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和5年5月2日 10時00分ごろ
発生場所	北海道積丹町入舸漁港西方沖 積丹岬灯台から真方位232° 1,500m付近 （概位 北緯43° 21.9′ 東経140° 28.0′）
事故の概要	漁船辰丸は、入舸漁港西方沖において、転覆した。 辰丸は、船長が死亡し、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和5年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 辰丸、0.78トン HK3-89358（漁船登録番号）、個人所有 6.60m(Lr)×1.25m×0.43m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、昭和56年4月15日
乗組員等に関する情報	船長 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月3日 免許証交付日 令和2年10月26日 （令和7年11月21日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m、波向 南西、海面水温 約9℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、たこいさり漁の目的で、令和5年5月2日早朝、積丹町日司漁港を出航し、入舸漁港西方沖で操業を行った。 入舸漁港北西方付近の磯で釣りをしていた釣り人は、釣りを始めた09時30分ごろから本事故発生場所付近にいた本船を認めていたところ、10時02分ごろ、2～3分前まで作業を行っている様子だった本船が、船首を上にして船尾が沈んでいる状態となっているのを目

	<p>撃し、10時04分ごろ、「入舸の沖で船が転覆した。船は網に引っ掛かった状態。人の姿は見えない。」旨の118番通報を行った。</p> <p>海上保安庁は、通報を受けて、巡視船等を現場に急行させるとともに、公益社団法人日本水難救済会に救助を要請した。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合の組合員は、自宅にいたところ、漁師仲間からの電話で本事故の発生を知り、親族等2人と共に知人の船で入舸漁港を出航して救助に向かい、10時19分ごろ、本事故発生場所付近の海上で、うつ伏せの状態海面に浮き、意識のない船長を発見し、3人で船上に引き揚げ、同漁港に戻った。</p> <p>船長は、救急車で北海道余市町の病院へ搬送された後、12時18分に死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>本船は、僚船によって入舸漁港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の行うたこいさり漁は、釣り糸にいさりと称される仕掛けを取り付けて海中に投入し、船外機を停止して漂泊状態のまま、潮の流れを利用していさを引きながらたこを捕るものであり、作業場所が入舸漁港西方沖の水深の浅いところであった。</p> <p>本船は、発見時、船首から繰り出したロープが、本事故発生場所付近に設置された、ふだんの作業では係留することがないいか定置網に結ばれた状態で、船首以外が海中に没しており、チルトアップされた船外機のプロペラに釣り糸が絡まっていた。(写真1、写真2参照)</p> <div data-bbox="588 1214 1390 1756" data-label="Image"> </div> <p>写真1 本船</p>



写真2 船外機の状況

船長は、発見時、青色の上下のカップ、カーキ色のジャンパー、固型式の救命胴衣を着用していた。

船長は、ふだん体調不良を訴えていなかった。

僚船は、本事故当日、7～8隻がたこいさり漁の目的で出漁していたが、09時過ぎから風が強くなる予報であったので、早めに帰港していた。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
不明

本船は、次のことから、入舸漁港西方沖において、プロペラに絡んだ釣り糸を外すために定置網に係留中、風浪により転覆した可能性があると考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。

- (1) 船首から繰り出されたロープが、ふだんの操業では係留することがない定置網に結ばれていたこと。
- (2) チルトアップされた船外機のプロペラに釣り糸が絡んでいたこと。
- (3) 本事故当時の気象及び海象の状況。

船長の死因は、溺水であった。

船長は、救命胴衣を着用していたものの、本船が転覆した際、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。

原因

本事故は、本船が、入舸漁港西方沖において、プロペラに絡んだ釣

	<p>り糸を外すために定置網に係留中、風浪により転覆した可能性があると考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、海面水温の低い状況下で落水すると、身体に重大な影響を及ぼす可能性があるため、天候の悪化が予想され、転覆や船体動揺によって落水するおそれのある場合は、出港しないことが望ましい。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、僚船と行動を共にするなど、単独操業を避けることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

